

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

令和5年10月2日(月)
13:00 ~ 14:30
3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 理事長

◎野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

中本 伸一 全日本海員組合 広報室副室長

(関係使用者を代表する委員)

阿南 幸十司 船主団体内航労務協会 専務理事

村田 泰 八重川海運株式会社 代表取締役

◎ 専門部会長

配布資料一覧

- 資料1 全国内航鋼船運航業最低賃金
(平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号)

- 資料2 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

全国内航鋼船運航業最低賃金

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| 平成 8 年 10 月 30 日 | 平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号 |
| 一部改正平成 9 年 10 月 31 日 | 平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号 |
| 一部改正平成 10 年 11 月 2 日 | 平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 13 年 11 月 1 日 | 平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 18 年 12 月 1 日 | 平成 18 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 20 年 12 月 1 日 | 平成 20 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 26 年 3 月 3 日 | 平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 26 年 11 月 20 日 | 平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号 |
| 一部改正平成 27 年 12 月 2 日 | 平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 28 年 11 月 28 日 | 平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 29 年 12 月 8 日 | 平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正平成 31 年 1 月 24 日 | 平成 31 年国土交通省最低賃金公示第 1 号 |
| 一部改正令和元年 12 月 18 日 | 令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号 |
| 一部改正令和 3 年 2 月 16 日 | 令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 3 号 |
| 一部改正令和 4 年 1 月 20 日 | 令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号 |
| 一部改正令和 5 年 1 月 20 日 | 令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号 |

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員

251,750 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、235,300 円とする。

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科 | 4 年 6 月 |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科 | |
| 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程 | |
| 海員学校乗船実習科 | 4 年 |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科 | |
| 海上保安学校本科 | 3 年 6 月 |
| 海員学校インターンシップ課程（本科） | |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科） | |

| | |
|--|------|
| 海員学校専修科 | |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科 | |
| 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程 | |
| 海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四） | |
| 海技大学校海上技術科（航海科、機関科） | |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関） | 2年6月 |
| 船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程 | |
| 海員学校インターンシップ課程（専修科） | |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科） | 2年 |
| 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修） | 6月 |

(2) 部員 193,150円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、183,850円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成31年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、平成31年2月23日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第3号）

この公示は、令和3年3月18日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

| 年度 | 最低賃金額 | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 職員 A | 職員 B | 部員 A | 部員 B |
| 平成 8 年 | 238,800円 | 221,200円 | 180,150円 | 171,700円 |
| 平成 9 年 | 240,050円 | 223,600円 | 181,050円 | 172,300円 |
| 平成 1 0 年 | 240,950円 | 224,450円 | 181,800円 | 172,950円 |
| 平成 1 3 年 | 241,400円 | 224,950円 | 182,100円 | — |
| 平成 1 8 年 | — | — | — | — |
| 平成 2 0 年 | — | — | 182,850円 | 173,700円 |
| 平成 2 5 年 | 242,350円 | 225,900円 | 183,750円 | 174,450円 |
| 平成 2 6 年 | 243,350円 | 226,900円 | 184,750円 | 175,450円 |
| 平成 2 7 年 | 245,150円 | 228,700円 | 186,550円 | 177,250円 |
| 平成 2 8 年 | 246,150円 | 229,700円 | 187,550円 | 178,250円 |
| 平成 2 9 年 | 247,150円 | 230,700円 | 188,550円 | 179,250円 |
| 平成 3 0 年 | 248,450円 | 232,000円 | 189,850円 | 180,550円 |
| 令和元年 | 249,550円 | 233,100円 | 190,950円 | 181,650円 |
| 令和 2 年 | 250,050円 | 233,600円 | 191,450円 | 182,150円 |
| 令和 3 年 | 250,750円 | 234,300円 | 192,150円 | 182,850円 |
| 令和 4 年 | 251,750円 | 235,300円 | 193,150円 | 183,850円 |

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。